

4 . ため池（管理道路等含む）に関する項目

（ 1 ） 定期的な見回り

堤体・取水施設・洪水吐等ため池の状況を把握するため、協定に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。

【活動のねらい】

協定に位置付けたため池の定期的な見回りを行うことにより、堤体・取水施設・洪水吐等ため池の状況を把握することが大切です。

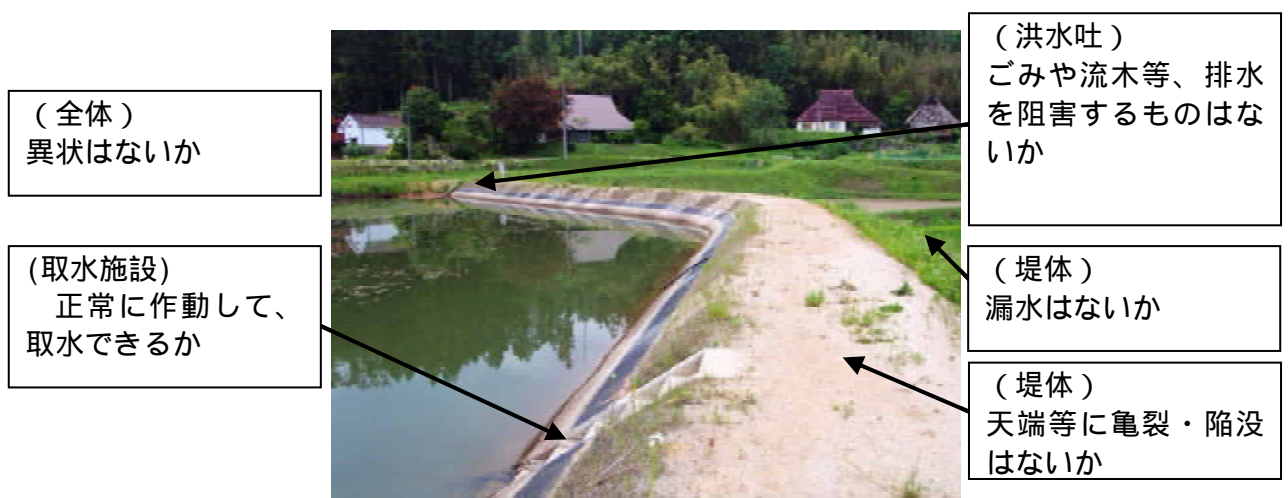
【活動の内容】

定期的な見回りでは、ため池自体、堤体、取水施設、洪水吐等の各施設に加え、ため池と一体管理する管理道路や水路、防護柵、親水施設等について、目視により異状の有無を点検します。

かんがい期前に、取水施設を重点的に見回り、動作確認を含めて点検を行います。

堤体の草刈り後には、堤体からの漏水や陥没の有無を目視で点検します。特に、堤体と基礎地盤の境目、樋管等の構造物の周囲、堤体の天端等を重点的に点検します。

親水施設が整備され一般の人も利用するため池については、他のため池よりも点検回数を多くします。



定期的な見回りのポイント

【配慮事項】

- ・ 特に、梅雨や台風、秋雨等、大雨が予想される前には、洪水吐とその周辺を重点的に見回り、流木やごみの堆積等、洪水流の流下を阻害するもの等が無いかを点検します。
- ・ 異状を発見した場合には、関係者や関係機関と連絡を取り、対応を決めます。大きな漏水の発生や防護柵の破損等、ため池の機能や安全に関わる重大な異常を発見した場合には、関係機関に至急連絡します。緊急性のないものは、他の活動と一連の作業として、年度の活動計画に従って対応します。

(2) 配水操作

計画に基づいた配水操作が行われていること。

【活動のねらい】

適正かつ効率的な水利用のためには、かんがい期前に作成した配水計画に基づき、配水操作を行うことが大切です。

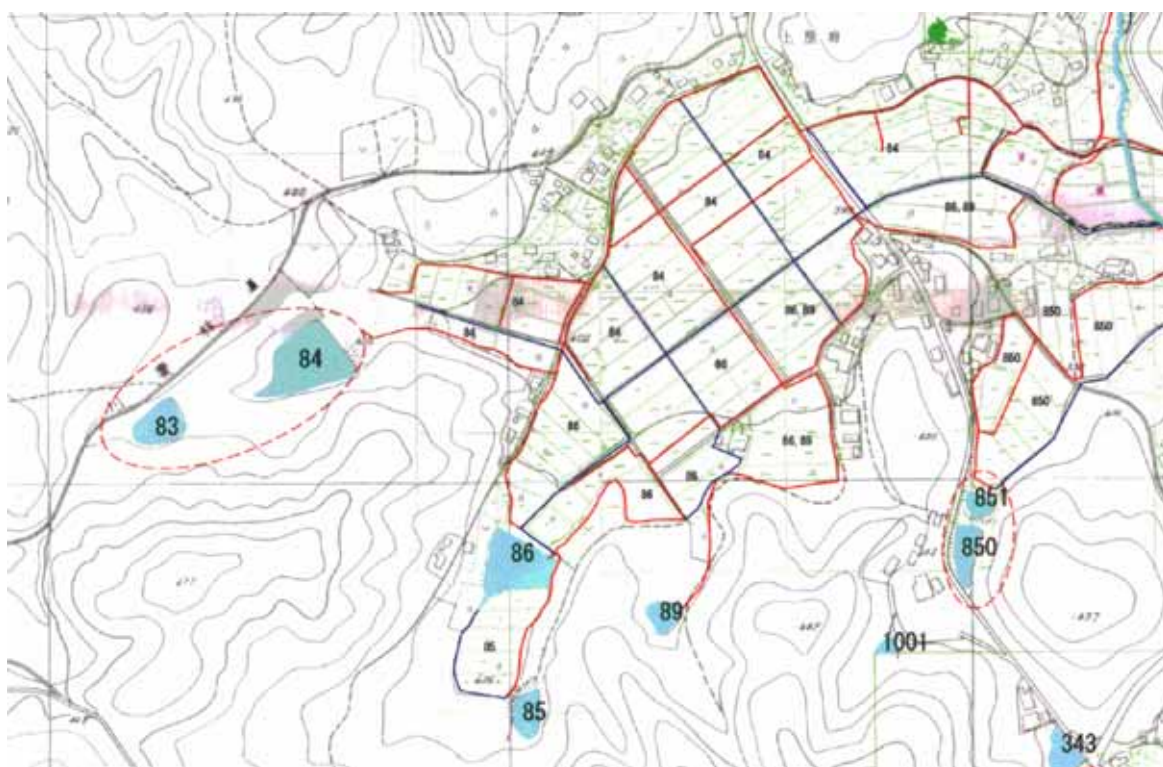
【活動の内容】

かんがい期前に土地改良区等が作成した配水計画を受益農家に配布したり、ため池の受益農家で集まりを持ち策定した配水計画に基づき配水操作を行います。

配水操作に当たっては、ため池の受益農家の集まりで知恵を出し合い、複数人の担当者を置き交代制にすることや、年度ごとの輪番制にする等の配水操作のための担当者配置の計画や、配水操作方法のマニュアルも作成します。

【配慮事項】

- ・ため池水利系統図等を作成し、各農家の事情・各筆の作付けを念頭に置きながら配水計画を検討します。



地区内のため池水利系統図（例）

(3) ため池の草刈り

- ・ 協定に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草が行われ、ため池の機能等に障害が生じていないこと。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能、農業生産・生活環境への支障が生じていないこと。

【活動のねらい】

協定に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行うことにより、ため池法面の点検や管理が容易になることを通じて、ため池の貯水能力を維持するとともに、病虫害の発生を低減したり、ため池法面の点検や管理をしやすいことが大切です。活動を行う際は、刈り取った草を放置すること等により、農業生産や生活環境への支障が生じることのないように留意します。

【活動の内容】

水路や貯水面に面した法面では、斜面の上方に刈上げるように行くと、刈草が水路やため池内に落ちるのを防ぐことができます。堤体法面が急勾配の場合には、天端や小段等の平らな部分を足場とします。

刈草は、集積場所を決めておく等、適宜、適正に処理するようにします。なお、刈草をその場に存置する場合は、管理等に障害とならないようにし、また、刈草がため池に落ちないようにすることが大切です。



ため池堤体の草刈り



草刈りをしたため池堤体
(刈草の搬出後の状態)

【配慮事項】

- ・ 刈草が、地域住民の迷惑にならないように、適切に処理するように留意します。
- ・ 草刈機は、作業者の体力や経験、現場の状況等に合わせ、作業に無理のない、より安全性の高いものを利用します。

- ・草刈り作業前には、空き缶や空き瓶等、怪我につながるおそれのあるものがないことを確認します。また、草刈り作業者は、肌を露出しないように長袖・長ズボンの作業着を着用し、防護メガネや防護手袋、耳栓を使用する等し、安全に留意します。

【ため池の草刈り】

～活動例～

・活動対象

地区内のため池 3 箇所を対象としました。

・活動内容

定期的な草刈りをせずに放置しておく、かん木が生えて堤体法面の崩壊につながるという地区内の共通認識のもと、法面の点検作業の効率性や病虫害発生への低減のため、草刈りを実施しました。

・活動時期

作業は、年 2 回（4 月下旬、6 月下旬～7 月中）実施しました。

・参加者

4 月下旬は地域住民を含めて実施し、6 月下旬～7 月は営農組合員 10 名程度で実施しました。

(4) ため池の泥上げ

- ・ 協定に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じていないこと。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じていないこと。

【活動のねらい】

共同作業計画に基づき、協定に位置付けたため池について、貯水容量の低下が生じている点検結果となった場合、泥上げを行ってため池の貯水容量を確保することが必要です。この際、泥上げた土砂を放置すること等により、農業生産や生活環境への支障が生じることのないように留意します。

【活動の内容】

泥上げの前に、池底に溜まっている空き缶や空き瓶、ペットボトル等のごみや流木を取り除きます。池底に車両の乗り入れが可能な場合には、池底の状態に応じてクローラタイプ（通称でキャタピラと呼ばれるタイプ）の不整地運搬車や四輪駆動の軽トラック等を持ち入れ、直接土砂を積み込み、搬出します。底土が多量の場合には、小型油圧ショベルを用いて、土砂さらいと積み込みを行います。

池底に直接車両の乗り入れができない場合には、エンジン付小型運搬車や手押しの一輪車を使い、土砂を積み込み、搬出します。必要に応じて、堤体法面等の搬出経路になる場所に、ラダーレール（渡し板）や幅広の板、ベニヤ板等を設置します。

泥上げた土砂は、農作業や通行の障害とならない場所を選定し、集積して積み上げ、水分を切ります。水切りした土砂は、土質に応じてそのまま、又は土壌固化剤を混合する等の安定処理を行い、法面や管理道路の補修、畦畔の嵩上げ等に利用することを検討します。なお、土砂をその場に存置する場合があります。



ため池に流入した土砂



ため池の泥上げ

【配慮事項】

- ・泥上げた土砂は、法面の補修や畦畔のかさ上げに利用するか、農業生産に支障を与えないことに加え、地域住民の方へ迷惑にならないように、適切に処理するように留意します。
- ・運搬車（最大積載量 1 トン以上）や小型油圧ショベルの操縦は、労働安全衛生法に基づく有資格者等、作業経験のある者が行います。
- ・小型油圧ショベル等を用いるときには、操縦者以外の作業者もヘルメットを着用する等、作業の安全に留意します。
- ・泥上げた土砂の中に、ドジョウ等生物がいる場合、生態系の保全の観点からため池に戻す配慮が必要です。（第三章 農村環境向上活動 生物の生活史を考慮した適正管理 p236 参照）
- ・泥上げた土砂の中に、外来種がいた場合、駆除することが必要です。（第三章 農村環境向上活動 外来種の駆除・刈り取り p242 参照）

(5) かんがい期前の施設の清掃・除塵

協定に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の活動が行われ、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じていないこと。

【活動のねらい】

協定に位置付けた洪水吐や取水施設等のため池の施設について、かんがい期前に清掃、除塵を行うことにより、ため池の貯水及び配水等への支障が生じることのないよう、施設の機能を維持することが大切です。

【活動の内容】

かんがい期前に、取水口周辺に、取水を阻害するおそれのあるペットボトル等のごみや落ち葉が吹き寄せられている場合には、柄杓^{ひしやく}等ですくい上げます。また、堤体上に設置されたゲート類の巻上ハンドル付近や栓付の斜樋等、配水のために操作を行う必要のある施設周辺に草が繁茂している場合は刈り取ります。

洪水吐や取水施設等に堆積している土砂、空き缶・ペットボトル等のごみ、落ち葉等を取り除き、草等が生えている場合には、抜き取ります。また、洪水吐の流入口付近に水草が繁茂したり、落ち葉やペットボトル等のごみ等が吹き寄せられている場合には、柄杓^{ひしやく}等ですくい上げます。

(6) 管理道路の管理

協定に位置付けたため池の管理道路が適正に管理（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凸凹の解消等）され、管理道路としての機能に障害が生じていないこと。

【活動のねらい】

協定に位置付けたため池の管理道路は、ため池の管理、適正な配水操作等のために必要な道路です。このため、必要に応じて草刈りや側溝の泥上げ、路面の補修等の対策を行うことにより、管理に支障がない状態に維持することが大切です。

【活動の内容】

(1) 草刈り

雑草の草丈が高くなると、草刈り機に絡みやすくなる等作業効率が落ちることから、草丈の低い時期に行います。刈草は、集積場所を決めておく等、適宜、適正に処理するようにします。

なお、刈草をその場に存置する場合は、ため池に落ちないように配慮するとともに、管理に障害とならないようにすることが必要です。



草刈りした管理用道路

(2) 泥上げ

通水期前に泥上げを行うことが大切です。

泥上げした土砂は、管理に障害とならないように適切に処理するよう留意します。

(3) 路面の補修

路面に窪みができて雨水がたまり、管理の障害となっている場合には、砂利を補充します。補充した砂利は、路面が平らになるように、スコップ等で敷き均します。

路面全体がぬかるむようなところでは、路面の窪みだけでなく、路面全体に砂利や排水の良い砂質系の土を敷き均します。

【配慮事項】

(1) 草刈り

- ・草刈機は、作業者の体力や経験、現場の状況等に合わせ、作業に無理のない、より安全性の高いものを利用します。
- ・草刈り作業前には、空き缶や空き瓶等、怪我につながるおそれのあるものがないことを確認します。また、草刈り作業者は、肌を露出しないように長袖・長ズボンの作業着を着用し、防護メガネや防護手袋、耳栓を使用する等し、安全に留意します。

(2) 泥上げ

- ・ 泥上げた土砂は、管理の障害とならないように、適切に処理するように留意します。
- ・ 泥上げ時にごみ等がある場合は、各自治体の取り決めに従って分別して収集します。

(3) 路面の補修

- ・ 管理の障害になるような窪みや水たまりができる前に路面の補修ができるように、今までの路面の傷み方を考慮して共同作業計画に組み込んでおきます。
- ・ 大雨の後等、管理に障害のある箇所が確認された場合は、応急処置を行う等速やかに対処します。